

# 三条市暴力団排除条例

## 逐条解説

三条市 総務部 行政課

## (目的)

**第1条** この条例は、三条市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与し、及び市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

### 1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

### 2 解説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えます。

この条は、市民、事業者及び行政が一体となって、暴力団の動向を監視し、暴力団を寄せ付けず、安全で平穏な市民生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することなど、この条例の目的について定めています。

(2) 「市」とは、市役所、市教育委員会など市の執行機関全てをいいます。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

**1 趣旨**

本条は、本条例における用語の意義を規定したものである。

**2 解説**

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するところにより「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体」をいう。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいう。
- (3) 第5号の「市民等」とは、住民登録の有無に関わらず、市内に居住する者、市内で事業を行う者及び通勤、通学等の理由で一時的、継続的に関わらず市内に滞在する者をいいます。

## (基本理念)

**第3条** 暴力団排除は、市及び市民等が、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを共に認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

### 1 趣旨

本条は、三条市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものである。

### 2 解説

- (1) 市及び市民等が暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していく上で、活動の概念となる基本理念について定めています。
- (2) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいいます。市民等は、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れず、ただし警戒を怠らず、「存在を許さない」という気持ちで対決姿勢を持つことが重要です。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団を助長するような金品その他財産上の利益の提供をしないことをいう。財産上の利益とは、金銭・物品のほか有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受けた者にとって財産的利益がある一切のものをいいます。暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団を認め資金獲得の手助けをすることになるため、不当な要求に対する資金を提供しないことは勿論、事業活動に伴う契約を行わないことなどによる一切の資金提供の遮断が必要です。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、暴対法で規定する暴力団の威圧の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。

また、暴力団の威力の利用とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることを直接又は間接に他者に認識させることです。

例えば、暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住人に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」に当たるが市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとするのが「暴力団の威力の利用」に当たります。

更に、市民が暴力団に無断で暴力団の名をかたるような行為も該当し、例えば暴力団と無関係の市民が知人に貸した金の返済をさせるために「金を払わないならA組の血気盛んな若い衆を回収に行かせる。」等と嘘をつき、けん制して返済を受けることなども該当します。

つまり、「暴力団の威力の利用」とは、その相手方から見れば、先方の言動によりその背後に暴力団がいるかもしれないと畏怖せざるを得ないことそのものが問題であり、先方が実際に暴力団と取引したか否かは問題とするものではありません。

## (市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県、他の地方公共団体、法第32条の2第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

### 1 趣旨

本条は、暴力団排除のための市の責務について明示したもので、県等との連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること並びに暴力団排除に資する情報を県に対して提供することを規定したものである。

### 2 解説

- (1) 第1項については、市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、県等との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを責務として規定したものである。
- (2) 「県、他の地方公共団体」とは、知事部局、県教育委員会などの県の執行機関その他周辺市町をはじめとする他の自治体をいう。
- (3) 「法第32条の2第1項の規定」とは、公安委員会が指定した各都道府県暴力追放運動推進センターをいう。
- (4) 第2項の「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、当該情報を保有する市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいう。

当該情報の例としては、

- 暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。
- 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。
- 企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。
- Hマンションの2階には、I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。
- 暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。などである。

### (市民等の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

#### 1 趣旨

本条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、市民及び事業者の役割について定めたものである。

#### 2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民等が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定したものである。

(2) 「相互に連携及び協力を図りながら」とは、市、市民等及び関係機関等が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものである。

(3) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会に参加したりすることなどをいう。

(4) 事業者が事業を営むにあたって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、さらには企業防衛の観点からも不可欠なものである。しかし暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引または不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっている。

このようなことから、第2項において、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないよう、事業者の責務を明確に規定したものである。

(5) 「事業（事業の準備を含む。以下同じ。）」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、その事業の準備も含まれる。営利の要素は必要としない。

(6) 「事業の準備」は、具体的な場合にあたって諸般の事情を勘案して決められることとなるが、少なくとも「事業の準備」であることが客観的に認められ得る程度になされていることを必要とする。ただ単に事業の実施者の主観においてのみ存在するような程度、例えば実施者が単に実施しようとして内心で考えていたという程度では足りないが、その事業のための調査

活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」にあたりと解される。

(市の事務及び事業における措置)

**第6条** 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

**1 趣旨**

本条は、市が実施する事務または事業が暴力団を利することとならないように、例えば暴力団員や暴力団と関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき責任を明らかにしたものである。

**2 解説**

- (1) 市（市長部局、教育委員会、水道局など市の執行機関の全てを含む。）が実施するすべての事務・事業について、暴力団を利するようなことは許されない。市が実施する事務・事業の全般から暴力団を排除し、市の外郭団体、地方独立行政法人など市の事務・事業に関係する機関へも積極的な助言・指導を行うなど、市が必要な措置を講ずることを明文化したものである。
- (2) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施する事務・事業のすべてをいう。
- (3) 「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないこと」とは、本条にいう必要な措置の例示であり、具体的には建設工事に係る登録業者の指名停止等の措置をとることや、物品等供給契約に係る登録業者の指名停止等の措置をとることによって、入札に参加させないような措置がこれにあたる。
- (4) 「市の事務又は事業により暴力団を利する」とは、市の事務・事業を通じ、暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含む。
- (5) 「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、暴力団の影響下にある者、暴力団に資金・便宜供与等の協力をしている者、暴力団であることを知りながら利用（委託、請負、資材購入や雇用）をしている者をいう。

### (公の施設の利用における制限)

- 第7条** 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、市が設置する公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該公の施設の使用を許可しない。
- 2 市長等は、市が設置する公の施設の使用の許可をした後において、当該公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
- 3 前項の場合において、当該使用の取消し又は中止に伴う損害があっても、市長等は、その責めを負わない。

## 1 趣旨

本条は、暴力団員が市の公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないように必要な措置を講ずるものとして規定したものである。

市の公の施設の利用に関する事務も、市の事務および事業の一つである。

市民の税金により設置された公の施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないのはもちろん、市民の誰もが知っている市の施設において、法要等の義理かけ行為等暴力団の資金獲得および示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく市の立場を明確にするためにも避けなければならない。そのため、第6条から特化し本条を規定したものである。

## 2 解説

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体」とは指定管理者制度により管理を行っている法人等をいう。

### ○ 地方自治法第244条の2第3項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

### ○ 指定管理者制度について

民間の能力や経験を活用することにより、市民サービスを向上させるとともに、可能な限り競争を導入することによって、経費の節減を図るなど、効率的かつ効果的な施設管理運営を目指すことを目的として、公の施設に同制度を導入しているもの。

(市が主催等する行事における措置)

**第8条** 市は、市が主催し、又は共催する行事において、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が当該行事の運営に関与することがないよう、暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

**1 趣旨**

本条は、市が主催、共催する行事について暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、運営に関与しないための規定を設けたものである。

**2 解説**

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、暴力団の影響下にある者、暴力団に資金・便宜供与等の協力をしている者、暴力団であることを知りながら利用（委託、請負、資材購入や雇用）をしている者をいう。

(市民等に対する支援)

**第9条** 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 1 趣旨

本条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市の市民等に対する暴力団排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを規定したものである。

## 2 解説

- (1) 暴力団の排除活動の実施に当たっては、暴力団の特質や活動状況、暴力団の排除方策に関する情報等を反映させることが効果的であり、こうした知識を有しないまま、市民等が独自の力で行おうとしても、実効のあるものには成り得ないことから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供等の支援を行うことが必要である。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいう。
- (3) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には
  - 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導
  - 業種又は地域の別に応じた活動を行うことについての助言や指導
  - 各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援
  - 暴力団の排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発等をいう。

(広報及び啓発)

**第10条** 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

**1 趣旨**

本条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

**2 解説**

暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団の排除に関して知見を有する市が、広報及び啓発を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要である。

(青少年に対する指導等)

**第 11 条** 市は、その設置する学校等の教育機関において、その児童生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育・指導等が市立の小中学校において児童生徒に対して行われるように市が適切な措置を講ずることや社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることなどを規定したものである。

## 2 解説

- (1) 「教育」とは、暴力団の実態や凶悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させるもので、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力団追放啓発ビデオの上映等による方法のほか、警察職員の派遣による教育などもあげられます。
- (2) 「青少年」とは、18歳未満の者です。
- (3) 「指導、助言その他適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。

(利益の供与等の規制)

**第12条** 市民は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしないよう努めるものとする。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をすること。

## 1 趣旨

本条は、市民による暴力団員に対する財産上の利益の供与の規制を規定したものであり、第1項においては、暴力団の威力を利用する目的での利益の供与を、第2項においては、暴力団の活動または運営に協力する目的での利益の供与をそれぞれ規制したものである。

## 2 解説

- (1) 「暴力団の威力を利用する」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接に他者に認識させることである。例えば暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住人に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」にあたるが、その住民が「これは近隣のトラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること（トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること）が「暴力団の威力の利用」である。また市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとする 것도「暴力団の威力の利用」にあたる。
- (2) 「情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益」とは、暴力団員であるという事実を知りながら、暴力団が組織を維持していくために行う薬物の密売等を手助けし、又は資金となる金銭、物品を提供することをいう。

(祭礼又は興行等からの暴力団排除)

**第13条** 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びその運営に携わる者は、当該行事の運営に暴力団員を関与させないことその他当該行事から暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**1 趣旨**

本条は、祭礼又は興行等から暴力団を排除し、暴力団の資金源を断つことを目的に規定したものである。

**2 解説**

「暴力団排除のための必要な措置」とは暴力団の資金源となっている祭礼における露店について、出店に係る要綱を整備し規制を行うこと等である。内容については、関係機関（警察等）と協議を行い検討する。

(委任)

**第 14 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 趣旨

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることについて規定したものである。